

介護保険法に基づく事業者の指定取消しの事例

1 介護保険法第 77 条第 1 項の規定に基づく指定の取消し処分

2 処分の理由

(1) 人格尊重義務違反（法第 77 条第 1 項第 5 号に該当）

- ①トイレ入口を施錠し、自立排泄可能な利用者がトイレを自由に利用できない状況にした。（介護・世話の放棄・放任の虐待行為）
- ②入浴介助時の脱着行為について、同じ脱衣室で男性利用者と女性利用者を同時に利用させた。（心理的虐待行為）
- ③法人代表の指示により、無資格の介護職員が医療行為（胃ろう）を行ったことで、利用者の身体の安全を脅かした。（身体的虐待行為）

(2) 不正請求（法第 77 条第 1 項第 6 号に該当）

- ①看護職員を配置していない日があるにもかかわらず、看護職員未配置に係る必要な減算を行わず、介護報酬を請求し、受領した。
- ②一部の利用者に対し、入浴介助をしていない日も入浴介助を行ったとして、実績よりも多く入浴介助加算を算定し、介護報酬を請求し、受領した。

(3) 虚偽報告（法第 77 条第 1 項第 7 号に該当）

事業所職員（1 名）の雇用契約書について、令和〇年〇月の監査で提出していた雇用契約書の業務内容等を、令和〇年〇月の監査において、事実と異なる内容に変更して作成したものを提出し、虚偽の報告を行った。

(4) 虚偽答弁（法第 77 条第 1 項第 8 号に該当）

- ①看護職員の勤務について、看護職員である法人代表は、令和〇年〇月の監査において、自分が休みの時は、別の看護資格職員が看護業務を行っている旨の答弁をしていたが、令和〇年〇月の監査において、勤務表上自分が休みでも、看護業務をするために毎日勤務していた旨の答弁をするなど虚偽答弁を行った。
- ②利用者への医療行為（胃ろう）について、看護職員である法人代表は、令和〇年〇月の監査において、自分が休みの時は、別の看護資格職員に行わせた旨の答弁をしていたが、令和〇年〇月の監査において、胃ろう業務は全て自分が行った旨の答弁をするなど虚偽答弁を行った。

3 不正請求に係る返還額等（概算）

- (1) 返還額 約〇千円
- (2) 加算額 約〇千円（法第 22 条第 3 項の規定により 4 割加算）
- (3) 合 計 約〇千円

4 欠格事由該当者

〇〇（取締役）